

令和2年度12月期－2 定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査

2 監査の範囲

監査の対象期間中に執行された、財務に関する事務及びその他の事務

3 監査の着眼点

財務に関する事務及びその他の事務の執行が、関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし監査を実施した。

4 監査の執行者

代表監査委員 関口 広行
監査委員 寺田 寿夫

5 監査の対象

産業経済部 環境対策課

6 監査の期間

監査対象期間 令和2年4月1日から令和2年11月30日まで
監査実施期間 令和2年12月7日から令和2年12月25日まで

7 本監査の期日

令和2年12月25日

8 監査の方法

(1) 書類監査

書類監査においては、監査対象から提出された定期監査資料、関係書類等に基づき、監査委員事務局職員による予備監査を実施した。

(2) 委員監査

委員監査においては、監査委員事務局作成の予備監査調書と対象課の課長等より提出済み資料等に基づき説明を受け、監査委員による質疑を行い本監査を実施した。

第2 監査の結果

1 財務事務の執行

(1) <指摘事項>

斎場管理運営費における火葬炉等保守点検業務委託について、10万円以上であるが、見積合わせを執行せず、契約事務を行っていた。契約規則等に基づき、適正に執行されたい。

(2) 課題点等

新エネルギーシステム導入の補助金の支出において、実績報告書の添付書類及び提出時期に交付要綱との齟齬が見受けられた。

塵芥処理費及びごみ減量促進費の委託契約全般において、監督職員が任命されていなかった。

契約書、監督職員決定通知書、着手届及び工程表について、記載漏れ及び記載誤りが散見された。

作業計画書等、提出の確認できないものがあった。

ごみ減量促進費の委託契約における業務完了報告書について、期限内に提出されない月が見受けられた。

2 その他の事務の執行

概ね適正に行われていた。

3 意見

財務事務等の執行における新エネルギーシステム導入の補助金について、交付要綱の確認等を検討されたい。

環境対策課においては、委託契約が予算の大半を占めているが、契約事務における処理漏れ、記載漏れ及び記載誤り、相手方からの提出書類の不足等が散見されたことから、諸手続きについて契約規則等に基づき適正に執行されるよう求めるものである。